

【閲覧用】

令和7（2025）年第7回 飯塚市農業委員会総会 議事録					
開催年月日	令和7（2025）年6月10日（火）				
開催場所	本庁 2F 多目的ホール				
開会	午後2時		閉会	午後2時30分	
議事及び 議決結果	番号	件名		結果	備考
	議案第31号	農地法第3条の許可申請について		許可	9件
	議案第32号	農地転用事業計画変更申請について		許可相当	2件
	議案第33号	農地法第5条の許可申請について		許可相当	4件
	議案第34号	農用地利用集積計画（利用権設定）について		決定	22件
	議案第35号	農用地利用集積計画（所有権移転）について		決定	2件
	協議第8号	農地改良について		受理	1件
	報告第19号	農地法施行規則第29条第1号の規定による届出について		済	1件
	報告第20号	農地法第18条第1項ただし書による合意解約の報告について		済	7件
報告第21号	農地転用完了等の報告について		済	—	
出席委員	農業委員	15人		農地利用 最適化推進委員	7人
欠席委員	農業委員			4人	
署名委員	6番	田代 武巳	9番	橋本 周	
事務局	局長	安武 一彦	係長	植木 功	
	主任	打上 佑脩	主事	野中 智仁	
	主事補	芳野 真宙	会計年度職員	市吉 英男	

農業委員出席状況（15名）

番号	氏名	出欠	番号	氏名	出欠
1	藤井 光生	○	11	深町 守史	—
2	高木 俊巳	○	12	吉原 文明	○
3	畠中 秀次郎	○	13	大庭 義則	○
4	谷口 一峰	○	14	岡松 美由紀	○
5	江藤 義弘	○	15	嶋田 百合子	○
6	田代 武巳	○	16	谷 義昭	○
7	畠中 五恵子	—	17	田中 一平	○
8	岡松 千恵子	—	18	淀川 貴浩	—
9	橋本 周	○	19	新開 剛	○
10	奥野 智明	○			

農地利用最適化推進委員出席状況（7名）

番号	氏名	出欠	番号	氏名	出欠
1	宮本 精一	—	16	山本 眞二	—
2	信田 時治	○	17	安部 晴治	—
3	三村 宣裕	—	18	畑江 昭仁	—
4	肘井 義徳	—	19	田中 敏次	—
5	村上 謙一	—	20	松尾 重治	○
6	福間 増喜	—	21	右田 秀一	—
7	宮本 浩司	○	22	大塚 勝	—
8	大村 敏之	○	23	大庭 利行	—
9	柴田 直樹	—	24	多田 憲昭	○
10	入江 淳	—	25	有光 勇	—
11	山下 陽輔	—	26	花岡 昭治	—
12	大村 義美	—	27	新開 利一	—
13	秋山 眞子	○	28	瀬尾 正一	—
14	金子 隆浩	○	29	森田 輝巳	—
15	葛原 春美	—	30	高松 安幸	—

議案第 31 号第 1 項 農地法第 3 条の許可申請について

土地の所在地 地目、面積	[Redacted]		
譲受人	[Redacted]	耕作面積 耕作者数	[Redacted]
譲渡人	[Redacted]		
備考	売買		
第 3 条第 2 項各号	非該当のため、許可要件を満たす。		
補足説明	なし		
地区推進委員報告	<p>(14 番推進委員：金子委員)</p> <p>当該農地は譲受人が利用権設定を行い、耕作していた農地です。譲渡人より今後も管理・耕作をお願いしたいという事で譲受人へ売却相談があったとのことです。譲受人は 2 町以上の農地を耕作されており、農機具も保有しておりますので、特に問題はないと思います。</p>		
質疑・意見	なし		
審議結果	許可		

議案第 31 号第 2 項 農地法第 3 条の許可申請について

土地の所在地 地目、面積	[Redacted]		
譲受人	[Redacted]	耕作面積 耕作者数	[Redacted]
譲渡人	[Redacted]		
備考	贈与		
第 3 条第 2 項各号	非該当のため、許可要件を満たす。		
補足説明	なし		
地区推進委員報告	<p>(8 番推進委員：大村委員)</p> <p>当該農地は数年耕作がされておらず、今後も農地の管理をすることが難しいとのことで、譲渡人の親戚であります譲受人への贈与の相談があったとのことです。譲受人は 2 町ほどの農地を耕作されており、農業機械も保有されておりますので、特に問題はないと思います。</p>		
質疑・意見	なし		
審議結果	許可		

議案第 31 号第 3 項 農地法第 3 条の許可申請について

土地の所在地 地目、面積	[Redacted]		
譲受人	[Redacted]	耕作面積 耕作者数	[Redacted]

譲渡人	■■■■■ ■■■■■
備考	売買
第3条第2項各号	非該当のため、許可要件を満たす。
補足説明	なし
地区推進委員報告	(19番農業委員：新開委員) 5月20日に譲受人の■■■■氏から現地にて説明を受けました。当該農地は譲受人が利用権設定を行い、耕作していた農地であり、譲渡人より今後も農地の管理・耕作をお願いしたいとのことで、譲受人へ売買相談がありました。譲受人は7町3反程耕作されており、また農業機械も保有しておりますので、特に問題はないと思います。
質疑・意見	なし
審議結果	許可

議案第31号第4項 農地法第3条の許可申請について

土地の所在地 地目、面積	■■■■■ ■■■■■		
譲受人	■■■■■ ■■■■■	耕作面積 耕作者数	■■■■■ ■■
譲渡人	■■■■■ ■■■■■		
備考	贈与		
第3条第2項各号	非該当のため、許可要件を満たす。		
補足説明	なし		
地区推進委員報告	(8番推進委員：大村委員) 譲渡人と譲受人は親子の関係であり、当該農地は以前より譲受人が管理・耕作されていたとのことです。譲渡人は高齢となり、農地の管理が難しいとのことで、息子である譲受人へ世代交代のため、農地を贈与するとのことです。農業機械を保有されているとのことで、特に問題はないと思います。		
質疑・意見	なし		
審議結果	許可		

議案第31号第5項 農地法第3条の許可申請について

土地の所在地 地目、面積	■■■■■ ■■■■■		
譲受人	■■■■■ ■■■■■	耕作面積 耕作者数	■■■■■ ■■
譲渡人	■■■■■ ■■■■■		
備考	売買		
第3条第2項各号	非該当のため、許可要件を満たす。		

	記を行い、互いに耕作している箇所を交換することで整理を行うとのことで す。交換面積の開きはありますが、双方同意されているとのことで、特に問題 はないと思います。
質疑・意見	なし
審議結果	許可

議案第 31 号第 8 項 農地法第 3 条の許可申請について

※議案第 31 号第 7 項と関連、一括審議

土地の所在地 地目、面積	[Redacted]		
譲受人	[Redacted]	耕作面積 耕作者数	[Redacted]
譲渡人	[Redacted]		
備考	交換 議案第 31 号第 7 項と関連		
第 3 条第 2 項各号	非該当のため、許可要件を満たす。		
補足説明	議案第 31 号第 8 項にて記載		
地区推進委員報告			
質疑・意見			
審議結果	許可		

議案第 31 号第 9 項 農地法第 3 条の許可申請について

土地の所在地 地目、面積	[Redacted]		
譲受人	[Redacted]	耕作面積 耕作者数	[Redacted]
譲渡人	[Redacted]		
備考	売買		
第 3 条第 2 項各号	非該当のため、許可要件を満たす。		
補足説明	なし		
地区推進委員報告	(24 番推進委員：多田委員) 5 月 23 日に譲受人の [Redacted] さんより 3 条申請の連絡がありまして、現地調査 を行いました。譲受人の [Redacted] 氏は筑前町で多くの田畑の整備が行われておりま す。そのため農機具も整っておりますので、何ら問題ないと思います。		
質疑・意見	なし		
審議結果	許可		

議案第 32 号第 1 項 農地転用事業計画変更申請について

※議案第 33 号第 1 項と関連、一括審議

土地の所在地 地目、面積	[Redacted]		
変更前の事業計画 に従った実施状況	一部造成完了	農地 区分	1 種 (10ha 以上) (集落接続)
当初転用者	[Redacted]		
承継者	[Redacted]		
当回事業計画	一般住宅 1 棟 120 m ²		
変更後事業計画	一般住宅 1 棟 98.75 m ²		
備考	昭和 55 年 4 月 1 日付け 55 飯農計第 168 号にて許可を受けていたもの。 議案第 33 号第 1 項と関連。		
造成	最大 50cm 程度の盛土工。		
進入口	西側市道より進入。		
土留め	東側及び南側一部において、コンクリートブロック擁壁を設置。		
被害防除	特段の施工無し。		
雨水排水	申請地内に溜樹を敷設し、北側道路側溝へ放流。		
生活雑排水	申請地内に合併浄化槽が敷設されることとなっており、雨水同様の北側道路側溝へ放流。		
工事計画期間	令和 7 年 10 月 1 日から令和 7 年 12 月 31 日まで		
水利同意	[Redacted] 農区の同意あり。		
第 5 条第 2 項各号	(資金) 金融機関からの融資。融資証明書あり。 (信用) 現在、違反転用事案なし。		
補足説明	計画変更申請が必要となったのは、当初転用者であった、[Redacted] 氏が当該地 を取得後、現住所に住居を建て、家を建てる必要がなくなったため。		
地区推進委員報告	議案第 33 号第 1 項にて記載		
現地調査報告			
質疑・意見			
審議結果	許可相当		

議案第 32 号第 2 項 農地転用事業計画変更申請について

※議案第 33 号第 2 項と関連、一括審議

土地の所在地 地目、面積	[Redacted]		
変更前の事業計画 に従った実施状況	造成完了	農地 区分	2 種 (10ha 未満)

当初転用者	[REDACTED]
承継者	[REDACTED]
当初事業計画	建売住宅
変更後事業計画	バーベキュー場 1棟 10.46㎡
備考	平成17年2月1日付け飯農第8号にて許可を受けていたもの。 議案第33号第2項と関連。
造成	農地法第5条許可により整備完了。
進入口	農地法第5条許可により整備完了。
土留め	農地法第5条許可により整備完了。
被害防除	農地法第5条許可により整備完了。
雨水排水	申請地内に設置されている道路側溝を經由し、西側道路側溝へ放流。
生活雑排水	なし
工事計画期間	令和7年7月15日から令和7年12月31日まで
水利同意	[REDACTED] 農区の同意あり。
第5条第2項各号	(資金) 自己資金。残高証明書あり。 (信用) 現在、違反転用事案なし。
補足説明	計画変更申請が必要となったのは、当初計画は資材の高騰により建築困難となったため。
地区推進委員報告	議案第33号第2項にて記載
現地調査報告	
質疑・意見	
審議結果	

議案第33号第1項 農地法第5条許可申請について

※議案第32号第1項と関連、一括審議

土地の所在地 地目、面積	[REDACTED]		
権利内容	所有権		
譲受人	[REDACTED]	農地 区分	1種 (10ha以上) (集落接続)
譲渡人	[REDACTED]		
転用目的 施設の概要	一般住宅 1棟 98.75㎡		
備考	売買 議案第32号第1項と関連。		

造成	最大 50cm 程度の盛土工。
進入口	西側市道より進入。
土留め	東側及び南側一部において、コンクリートブロック擁壁を設置。
被害防除	特段の施工無し。
雨水排水	申請地内に溜樹を敷設し、北側道路側溝へ放流。
生活雑排水	申請地内に合併浄化槽が敷設されることとなっており、雨水同様の北側道路側溝へ放流。
工事計画期間	令和 7 年 10 月 1 日から令和 7 年 12 月 31 日まで
水利同意	農区の同意あり。
第 5 条第 2 項各号	(資金) 金融機関からの融資。融資証明書あり。 (信用) 現在、違反転用事案なし。
補足説明	申請地地下には、南北 58 m ² 程度にわたり久保白ダムの送水管が埋設されており、久保白ダム土地改良区の地役権が設定されております。本件については、この管路上を避けて一般住宅を建設することを条件に改良区から転用にかかる同意書が得られておりますことを申し添えます。
地区推進委員報告	(7 番推進委員：宮本委員) 現地説明を受けました。転用目的は一般住宅を建てられるとのこと。地元農区の同意も得られておりますので、事務局の説明通りの施工であれば問題ないと思います。
現地調査報告	(12 番農業委員：吉原委員) 昨日現地調査を行いました。その後検討会を行いました。別段意見は出ておりません。先ほども説明がありました通り、地元農区からの水利同意もありますので、事務局から説明があったように、計画図通りに施工がなされれば、問題はないかと思われます。
質疑・意見	なし
審議結果	許可相当

議案第 33 号第 2 項 農地法第 5 条許可申請について

※議案第 32 号第 2 項と関連、一括審議

土地の所在地 地目、面積	[Redacted]		
権利内容	所有権		
譲受人	[Redacted]	農地 区分	2 種 (10ha 未満)
譲渡人	[Redacted]		
転用目的 施設の概要	バーベキュー場 1 棟 10.46 m ²		
備考	売買 議案第 32 号第 2 項と関連。		
造成	農地法第 5 条許可により整備完了。		

進入口	農地法第5条許可により整備完了。
土留め	農地法第5条許可により整備完了。
被害防除	農地法第5条許可により整備完了。
雨水排水	申請地内に設置されている道路側溝を経由し、西側道路側溝へ放流。
生活雑排水	なし
工事計画期間	令和7年7月15日から令和7年12月31日まで
水利同意	農区の同意あり。
第5条第2項各号	(資金) 自己資金。残高証明書あり。 (信用) 現在、違反転用事案なし。
補足説明	なし
地区推進委員報告	(2番推進委員：信田委員) 本件担当者であります松生土地家屋調査士より説明を受けました。以前、建売住宅として5条許可を受けておりますが、造成まで終えたところで、資材高騰等を理由に事業が止まっていた経緯があります。その中で今回所有権移転をし、バーベキュー場として利用していくとのことで説明がありました。条件付での地元農区の同意もあり、事務局の説明通りの施工であれば特に問題はないと思います。
現地調査報告	(14番農業委員：岡松委員) 昨日現地調査を行いました。先ほど推進委員の方も言われた通り、建売住宅からバーベキュー場への変更でありました。現地の奥には、別の地権者の土地が残る形でありましたが、地権者同士で話が出来ているとのことで、事務局の説明通りになされれば問題ないかと思います。
質疑・意見	なし
審議結果	許可相当

議案第33号第3項 農地法第5条許可申請について

土地の所在地 地目、面積	[Redacted]		
権利内容	使用貸借		
借主	[Redacted]	農地 区分	1種 (10ha以上) (集落接続)
貸主	[Redacted]		
転用目的 施設の概要	一般住宅 1棟 82.81㎡		
備考	令和7年5月2日付飯塚市告示第151号にて農振農用地除外済み。		
造成	最大80cm程度の盛土工。		
進入口	西側市道より進入。		
土留め	東側、南側及び北側において、コンクリートブロック擁壁を設置。		
被害防除	特段の施工無し。		

雨水排水	申請地内に雨水樹を設置。塩ビ管を經由し、北側水路へ放流。
生活雑排水	申請地内に合併浄化槽を敷設し、雨水と同様の北側水路へ放流。
工事計画期間	令和7年7月15日から令和8年3月31日まで
水利同意	農区の同意あり。
第5条第2項各号	(資金) 自己資金及び金融機関からの融資。残高証明書及び融資証明書あり。 (信用) 現在、違反転用事案なし。
補足説明	・宅地造成に伴う周辺整備のため、自主施工にて埋立て及び舗装、縁石設置を行う。 (飯塚市 農業土木課へ承認申請済み) ・申請地北西側において排水管を新設、この部分については占用となる。 (飯塚市 農業土木課へ承認申請済み)
地区推進委員報告	(7番推進委員：宮本委員) 本件について現地で説明を受けました。転用目的は、貸主の娘様が帰ってこられて、住宅を建てるとのことでした。すでに農区との同意も得ておりますので、事務局の説明通りの施工であれば問題ないと思われます。
現地調査報告	(16番農業委員：谷委員) 6月9日に現地調査を行い、帰庁後に検討会を行いました。別段意見はありませんでした。地元農区の同意も得られており、事務局の説明通りに施工がなされれば特に問題ないと思われます。
質疑・意見	なし
審議結果	許可相当

議案第33号第4項 農地法第5条許可申請について

土地の所在地 地目、面積	[Redacted]		
権利内容	所有権		
譲受人	[Redacted]	農地 区分	3種 (第一種住居地域)
譲渡人	[Redacted]		
転用目的 施設の概要	宅地分譲		
備考	売買 令和7年5月23日付け飯塚市開発指導要綱による事前審査会終了。		
造成	最大80cm程度の盛土工。		
進入口	西側市道から幅6mの進入路を新設。 進入路部分については、市に帰属。		
土留め	北側、東側及び南側において、コンクリートブロックを設置。 北側境界と水路の間において、張りコンクリート舗装を行う。 東側において、道路幅4mの位置までセットバックを行う。		

	西側において、道路中心線から幅 3.25m の位置までセットバックを行う。セットバック部分については、市に帰属。
被害防除	特段の施工なし。
雨水排水	新設する道路部分に縦断用 FPU 側溝及び横断用 FPU 側溝を敷設し、北側水路へ放流。
生活雑排水	各分譲地へ合併浄化槽を敷設し、雨水同様の経路にて放流。
工事計画期間	令和 7 年 7 月 15 日から令和 7 年 12 月 31 日まで
水利同意	■■■■生産組合の同意あり。
第 5 条第 2 項各号	(資金) 自己資金。残高証明書あり。 (信用) 現在、違反転用事案なし。
補足説明	なし
地区推進委員報告	(13 番推進委員：秋山委員) 松生土地家屋調査士より説明を受けました。転用目的は宅地分譲とのことです。地元■■■■生産組合の同意も得ておりますので、事務局の説明通りの施工であれば特に問題はないと思います。
現地調査報告	(4 番農業委員：谷口委員) 昨日現地調査を行いました。申請地は近年宅地化が進んでいる地域であります。現地調査後検討会を行いました。別段意見は出ておりません。地元の水利同意もいただいておりますので、ただいま事務局から説明があったとおり計画図面通りに施工がされれば問題はないと思います。
質疑・意見	なし
審議結果	許可相当

議案第 34 号 農用地利用集積計画（利用権設定）について

地目別 設定面積	田	81,199.00 m ²		
	畑	0.00 m ²		
	樹園地	0.00 m ²		
	採草放牧地	0.00 m ²		
	計	81,199.00 m ²		
作物別設定面積	水稲	(3 年以下)	61,570.00 m ²	17 件
		(6 年以下)	13,454.00 m ²	2 件
		(10 年以下)	6,175.00 m ²	3 件
		計	81,199.00 m ²	22 件
	野菜	(3 年以下)	0.00 m ²	0 件
		(6 年以下)	0.00 m ²	0 件
		(10 年以下)	0.00 m ²	0 件
		計	0.00 m ²	0 件
	計	(3 年以下)	61,570.00 m ²	17 件
		(6 年以下)	13,454.00 m ²	2 件

		(10年以下)	6,175.00 m ²	3件
		計	81,199.00 m ²	22件
第18条第3項各号	(要件) 該当のため、許可要件を満たす。			
補足説明	なし			
質疑・意見	なし			
審議結果	決定			

議案第35号第1項 農用地利用集積計画（所有権移転）について

譲受人	福岡市中央区天神四丁目10番12号 公益財団法人 福岡県農業振興推進機構 理事長 鐘江 義広	譲受人 耕作面積	—
譲渡人	[REDACTED]	利用目的	水田として利用
		所有権の 移転時期	令和7年7月25日
譲受人	[REDACTED]	譲受人 耕作面積	[REDACTED]
譲渡人	福岡市中央区天神四丁目10番12号 公益財団法人 福岡県農業振興推進機構 理事長 鐘江 義広	利用目的	水田として利用
		所有権の 移転時期	令和7年8月25日
土地の所在地 地目、面積	[REDACTED]		
第18条第3項各号	該当のため、許可要件を満たす。		
補足説明	なし		
質疑・意見	なし		
審議結果	決定		

議案第35号第2項 農用地利用集積計画（所有権移転）について

譲受人	福岡市中央区天神四丁目10番12号 公益財団法人 福岡県農業振興推進機構 理事長 鐘江 義広	譲受人 耕作面積	—
譲渡人	[REDACTED]	利用目的	水田として利用
		所有権の 移転時期	令和7年7月25日
譲受人	[REDACTED]	譲受人 耕作面積	[REDACTED]
譲渡人	福岡市中央区天神四丁目10番12号 公益財団法人 福岡県農業振興推進機構 理事長 鐘江 義広	利用目的	水田として利用
		所有権の 移転時期	令和7年8月25日
土地の所在地 地目、面積	[REDACTED]		

第 18 条第 3 項各号	該当のため、許可要件を満たす。
補足説明	なし
質疑・意見	なし
審議結果	決定

協議第 8 号第 1 項 農地改良について

土地の所在地 地目、面積	[REDACTED]		
申請人	[REDACTED]		
変更理由	田から畑への農地改良		
備考	(工法) 盛土最大 30cm (工期) 令和 7 年 8 月 1 日～令和 7 年 10 月 31 日		
補足説明	なし		
地区推進委員報告	<p>(20 番推進委員：松尾委員)</p> <p>5 月 16 日に申請人の [REDACTED] 氏より説明を受けました。また、後日申請人から聞き取りにより調査をしたところです。転用目的は田から畑への農地改良とのことですが、申請人は馬を 2 頭保有されております。現在飼育しているところが間もなく賃貸契約の期間が満了となることから、移転させることになったとのことでした。馬のえさは、麦を主とした濃厚飼料を与えますが、併せて牧草を食べさせるそうです。牧草はイタリアンという品種を予定していますが、この牧草栽培が今回の申請に至った理由です。今回の申請地は 400 m²で 30cm 程度の盛土を行うとのことで、申請通りの施工であれば特に問題はないと判断しております。なお、馬は 2 頭とも 30 歳になるとのこと、人間の年齢でいうと 100 歳になるそうです。</p>		
質疑・意見	なし		
審議結果	受理		

報告第 19 号第 1 項 農地法施行規則第 29 条第 1 号の規定による届出について

土地の所在地 地目、届出面積	[REDACTED]		
申請人	[REDACTED]	農地 区分	2 種
施設の概要	馬の洗い場の設置		
利用状況	2a 未満の農業施設		
備考	なし		
結果	済		

報告第 20 号第 1 項 農地法第 18 条第 1 項ただし書による合意解約の報告について

土地の所在地 地目、面積	[REDACTED]		
借主	[REDACTED]		
貸主	[REDACTED]		
解約事由	双方合意	合意年月日	令和 7 年 5 月 7 日
備考	賃貸借権設定（基盤）	引渡年月日	令和 7 年 5 月 31 日
結果	済		

報告第 20 号第 2 項 農地法第 18 条第 1 項ただし書による合意解約の報告について

土地の所在地 地目、面積	[REDACTED]		
借主	[REDACTED]		
貸主	[REDACTED]		
解約事由	双方合意	合意年月日	令和 7 年 5 月 7 日
備考	賃貸借権設定（基盤）	引渡年月日	令和 7 年 5 月 31 日
結果	済		

報告第 20 号第 3 項 農地法第 18 条第 1 項ただし書による合意解約の報告について

土地の所在地 地目、面積	[REDACTED]		
借主	[REDACTED]		
貸主	[REDACTED]		
解約事由	双方合意	合意年月日	令和 7 年 4 月 28 日
備考	使用貸借設定（基盤）	引渡年月日	令和 7 年 5 月 8 日
結果	済		

報告第 20 号第 4 項 農地法第 18 条第 1 項ただし書による合意解約の報告について

土地の所在地 地目、面積	[REDACTED]		
借主	[REDACTED]		
貸主	[REDACTED]		
解約事由	双方合意	合意年月日	令和 7 年 4 月 28 日

備考	使用貸借設定（基盤）	引渡年月日	令和7年5月8日
結果	済		

報告第20号第5項 農地法第18条第1項ただし書による合意解約の報告について

土地の所在地 地目、面積	[Redacted]		
借主	[Redacted]		
貸主	[Redacted]		
解約事由	双方合意	合意年月日	令和7年5月9日
備考	賃貸借権設定（基盤）	引渡年月日	令和7年5月9日
結果	済		

報告第20号第6項 農地法第18条第1項ただし書による合意解約の報告について

土地の所在地 地目、面積	[Redacted]		
借主	[Redacted]		
貸主	[Redacted]		
解約事由	双方合意	合意年月日	令和7年5月21日
備考	賃貸借権設定（基盤）	引渡年月日	令和7年5月21日
結果	済		

報告第20号第7項 農地法第18条第1項ただし書による合意解約の報告について

土地の所在地 地目、面積	[Redacted]		
借主	[Redacted]		
貸主	[Redacted]		
解約事由	双方合意	合意年月日	令和7年5月21日
備考	賃貸借権設定（基盤）	引渡年月日	令和7年5月21日
結果	済		

報告第21号 農地転用完了等の報告について

①前月中に (1) 完了予定日を迎えた転用案件

- (2) 完了確認を行った転用案件
- (3) 現況証明書を交付した転用案件

②今月中に

- (1) 完了予定日を迎える転用案件

③前月中に

- (1) 非農地証明を交付した案件

備考	なし
結果	済

